

第 1 1 期 館林市分別収集計画

令和 7 年 1 0 月 1 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、ごみの減量、資源化に向けて、19品目の分別収集を行っているほか、ごみ減量化器具や集団回収に対する助成制度を実施している。しかし、現状では燃やせるごみに占める紙類・プラスチック類の割合が多く、前分別収集計画における見込み量と実績数値にかい離が見られるなど課題もある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

平成5年10月から実施された資源ごみ分別収集制度を発展拡充しながら、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用及びリサイクルを基本に、全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減を図るものとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,506.1	1,485.3t	1,464.6t	1,443.8t	1,423.0t
製品プラスチック	62.9t	62.1t	61.2t	60.3t	59.5t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、当市廃棄物減量等推進審議会において容器包装の排出抑制方策を検討する。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会と連携したごみ処理施設の見学会や出前講座、各種イベント、広報紙などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 買い物袋の持参の徹底、過剰包装の抑制、販売包装の有料化に向けた検討

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、事業者を含む関係者と連携し、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) マイボトルの積極的な利用の促進

事業者と協定を結び、市の公共施設などに、マイボトルで水を入れることができる給水スポットを設置し、活用を呼びかけ、使い捨てプラスチックごみの削減を推進する。

(4) ペットボトルの水平リサイクルの推進

環境負荷の少ない循環型社会を実現するため、飲料メーカーと協定を結び、家庭から収集するペットボトルを繰り返しペットボトルにリサイクルし、水平リサイクルを推進する。

(5) 「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

出前講座や啓発資料の発行により、不必要な使い捨てプラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について内外に発信する。

(6) 再生資源活用・環境に配慮した商品の購入

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売及びエコマーク商品や詰め替え用商品の購入促進により、容器包装の排出抑制を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、館林市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の	

容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

品 目	開始 年度	令和８年度		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度		令和１２年度	
スチール製 容器	令和 ８年度	５７．９ｔ		５７．１ｔ		５６．３ｔ		５５．５ｔ		５４．７ｔ	
アルミ製容 器	令和 ８年度	９５．５ｔ		９４．２ｔ		９２．９ｔ		９１．５ｔ		９０．２ｔ	
無色ガラス 製容器	令和 ８年度	(合計) １７５．８ ｔ		(合計) １７３．４ｔ		(合計) １７０．９ｔ		(合計) １６８．５ ｔ		(合計) １６６．１ ｔ	
		(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 175.8t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 173.4t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 170.9t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 168.5t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 166.1t
茶色ガラス 製容器	令和 ８年度	(合計) １６６．４ｔ		(合計) １６４．９ｔ		(合計) １６１．８ｔ		(合計) １５９．５ ｔ		(合計) １５７．２ ｔ	
		(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 166.4t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 164.9t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 161.8t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 159.5t	(容リ協引渡量) 	(独自処理量) 157.2t
その他のガ ラス製容器	令和 ８年度	(合計) ８１．０ｔ		(合計) ７９．９ ｔ		(合計) ７８．８ ｔ		(合計) ７７．７ ｔ		(合計) ７６．６ ｔ	
		(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 81.0t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 79.9t	(容リ協引渡量) ｔ	(容リ協引渡量) 78.8t	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) 77.7t	(容リ協引渡量) 	(独自処理量) 76.6t
紙パック	令和 ８年度	７．２ ｔ		７．１ ｔ		７．０ ｔ		６．９ ｔ		６．８ ｔ	
段ボール	令和 ８年度	４３１．９ ｔ		４２５．９ ｔ		４２０．０ ｔ		４１４．０ ｔ		４０８．１ ｔ	
紙製容器包 装（紙パッ クを除く。）	令和 ８年度	(合計) ｔ		(合計) ｔ		(合計) ｔ		(合計) ｔ		(合計) ｔ	
		(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) ｔ	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) ｔ	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) ｔ	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) ｔ	(容リ協引渡量) ｔ	(独自処理量) ｔ

ペットボトル	令和 8年度	(合計) 239.4t		(合計) 236.1t		(合計) 232.8t		(合計) 229.5t		(合計) 226.2t	
		(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)
		t	239.4t	t	236.1t	t	232.8t	t	229.5t	t	226.2t
その他のプラスチック製容器包装	令和 8年度	(合計) 251.0t		(合計) 247.6t		(合計) 244.1t		(合計) 240.6t		(合計) 237.2t	
		(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)
		251.0t	t	247.6t	t	244.1t	t	240.6t	t	237.2t	t
うち 白色トレイ		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		t		t		t		t		t	
		(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
プラスチック使用製品 廃棄物		(合計) 62.9t		(合計) 62.1t		(合計) 61.2t		(合計) 60.3t		(合計) 59.5t	
		(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)	(容リ協引渡置)	(独自処理量)
		62.9t	t	62.1t	t	61.2t	t	60.3t	t	59.5t	t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、令和7年度までの実績値と、館林市第6次総合計画における令和12年度の人口推計値を元に按分し算出した。

見込みの算定に用いる人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
72,338人	71,341人	70,344人	69,347人	68,350人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子ども会などの市民団体がを行っている、紙類をはじめとする集団回収については、引き続き活動を支援する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

令和2年度に整備したストックヤードや民間施設の活用を図る。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者代表等からなる館林市廃棄物減量等推進審議会にて、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に実施していくための方策を検討する。
- (2) 地域における３Ｒ運動を推進するために、館林市廃棄物減量等推進員による分別収集の推進を図る。
- (3) 子ども会等の市民団体による集団回収を促進するため、助成金の交付を継続する。
- (4) この計画は市ホームページへ掲載することによって公表し、市民や事業者に広く周知を図る。
- (5) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録し、３年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。